

議案第67号

土地改良事業の計画について

土地改良事業の計画の概要を次のとおり定める。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

1 事業の名称 ため池等整備事業

2 施行場所 唐戸地区（新居浜市萩生字治良丸）

3 事業概要

唐戸池（上） 堤体 堤長 35.0メートル

堤高 4.4メートル

法面保護（ロックマット） 196.0平方メートル

洪水吐 幅 3.0メートル

取水施設 斜樋 直径 200ミリメートル

底樋 直径 600ミリメートル

唐戸池（下） 堤体 堤長 18.0メートル

堤高 4.7メートル

法面保護（ロックマット） 104.0平方メートル

洪水吐 幅 3.0メートル

取水施設 斜樋 直径 130ミリメートル

4 概算事業費 1億5,000万円

5 事業期間 令和8年度から令和12年度まで

## 提案理由

ため池等整備事業の施行に当たり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、本案を提出する。

## 参照条文

土地改良法（昭和24年法律第195号）抜粋

### （土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 (省 略)

# ため池等整備事業

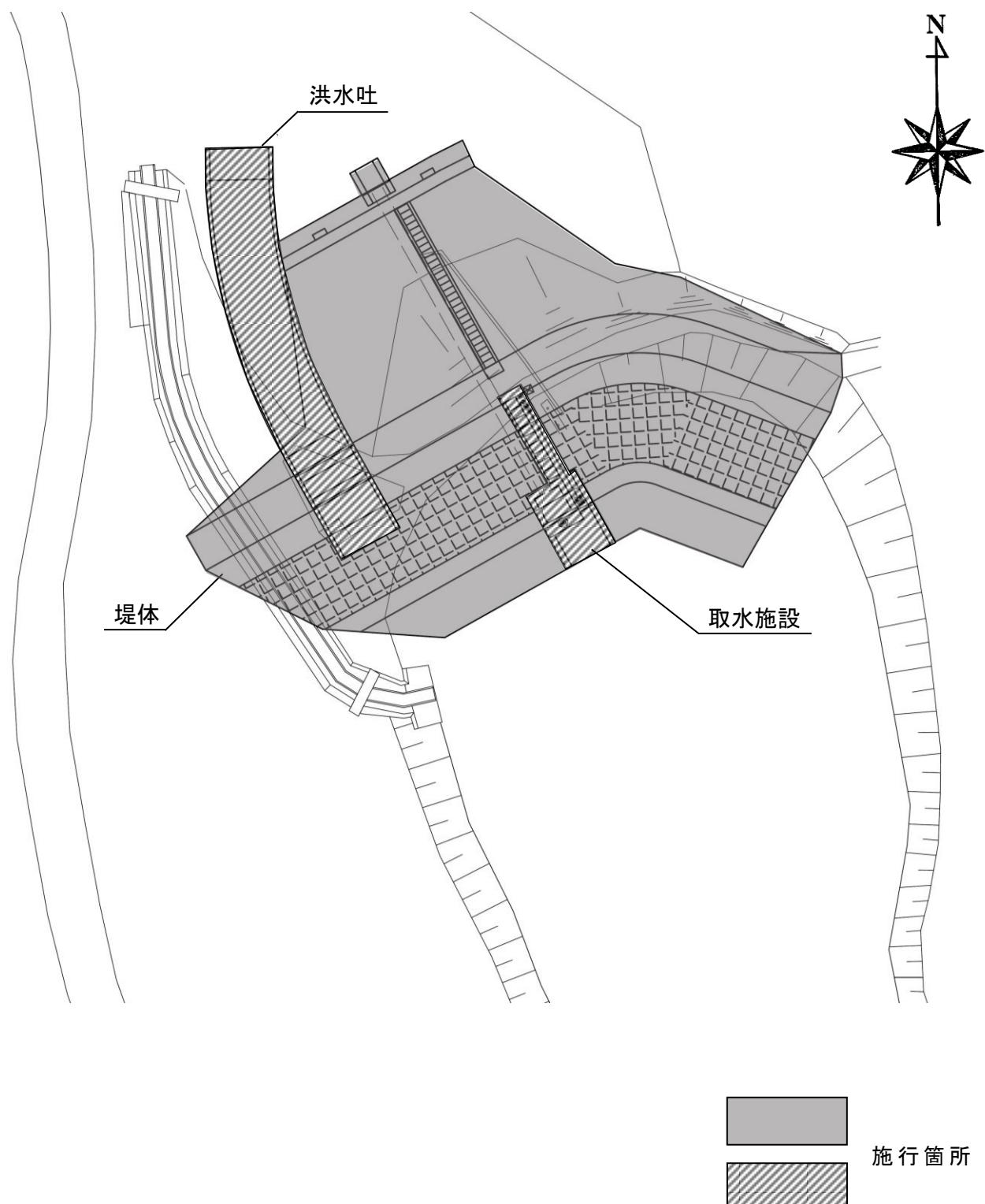
## 位置図



施行箇所

# ため池等整備事業

## 平面図（唐戸池（上））



# ため池等整備事業

## 平面図（唐戸池（下））

